

### (1) 岐阜県建設工事紛争審査会

- 目的 建設工事の請負契約に関する紛争の処理（建設業法第25条）
- 対象 建設工事請負契約内容について、あっせん・調停・仲裁による紛争の処理  
（発注者、施行者、元請、下請け契約全て）  
※隣接者等の苦情については対象外
- 対応方法 ①相談・アドバイス（無料）  
県庁建設管理政策課（電話又は面談）  
②審査会（有料——申請手数料）  
弁護士と建設工事の専門家（設計士、大学教授ほか）  
あっせん・調停は弁護士、仲裁は弁護士と建設工事の専門家  
岐阜県弁護士会館にて開会
- 窓口 岐阜県基盤整備部建設管理政策課建設業務係（TEL058-272-1111）
- 受付 随時受付（電話にて事前に県庁建設管理政策課へ相談）  
相談者があっせん・調停・仲裁を決定し紛争処理申請書を提出
- その他 審査委員は県にて任命（15名）し、申請内容により担当委員を選考する。

### (2) 住宅紛争処理支援センター

- 目的 住宅購入者等の利益の保護及び、住宅に係る相談・紛争の迅速かつ適正な解決の  
支援（住宅の品質確保の促進に関する法律——品確法）
- 対象 建設工事請負契約・苦情相談など住宅に関するもの
- 対応方法 ①相談・アドバイス（無料）  
（法律・建築等の専門家による相談員より構成）  
②相談の内容により、建築家協会・建築事務所協会・建築士会を紹介する。
- 窓口 住宅紛争処理支援センター相談窓口（TEL03-3556-5147）
- 受付 随時受付 月曜日～金曜日 10:00～17:00（土・日・祝日休み）
- その他 住宅紛争支援センターは、住宅の品質確保促進等に関する法律に基づき、旧建設大臣の指定を受けて2000年4月に発足。

### (3) 岐阜県弁護士会

- 対象 民事全般
- 対応方法 ①相談・アドバイス、調停・訴訟ほか（無料、有料）
- 窓口 岐阜県弁護士会 TEL058-265-0020
- 受付 電話で相談日を確保、予約必要、  
月曜日～金曜日 10:00～17:00（土・日・祝日休み）

#### **(4) 欠陥住宅をつくらない住宅設計者の会**

- 目的 欠陥住宅防止のためのアドバイス
- 対象 欠陥住宅についての相談、現場調査、建売住宅・分譲マンションの現地調査による購入アドバイス、工事中の建物検査、工事監理
- 対応方法 ①一級建築士による面談・現地調査（有料）  
②弁護士の紹介（無料）
- 窓口 欠陥住宅をつくらない住宅設計者の会  
事務局：TEL052-971-2859
- 受付 随時受付（電話にて事前に相談）
- その他 1997年2月7日に設立、会員数27名

#### **(5) 社団法人岐阜県建築士事務所協会**

- 目的 建築士事務所の業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護  
（建築士法第27条の2）
- 対象 建築士事務所が行った設計・工事監理等に関する業務についての苦情相談、及び建築士事務所の開設者に対する指導・勧告
- 対応方法 ①面談によるアドバイス（無料）  
②相談者が苦情処理を依頼（有料）
- 窓口 社団法人岐阜県建築士事務所協会  
岐阜市六条南2-13-2 桜マンション202号  
TEL058-277-9211 FAX058-277-9212
- 受付 随時受付（電話にて事前に相談）
- その他 国土交通省の指定を受けた法人団体